

中国の特許法の 2020 年改正

遠藤 誠¹

I はじめに

全国人民代表大会常務委員会は、2020 年 10 月 17 日、「特許法」（中国語では「専利法」）第四次改正を公布した²。施行日は 2021 年 6 月 1 日である。

特許法は、1984 年 3 月 12 日に制定・公布され、1985 年 4 月 1 日に施行された。その後、1992 年 9 月 4 日に第一次改正が公布され、1993 年 1 月 1 日に施行された。そして、中国は、WTO 加盟のために、TRIPs 協定との整合性をはかるべく、2000 年 8 月 25 日に第二次改正を公布し、2001 年 7 月 1 日より施行した。さらに、中国の特許法は、2001 年以降の実務運用を踏まえ、2008 年 12 月 27 日に第三次改正が公布され、2009 年 10 月 1 日に施行された。その後、第四次改正に向けた検討及び意見募集が行われてきた。第四次改正に向けた特許法改正草案としては、2015 年 4 月の「特許法改正草案（意見募集稿）」、2015 年 12 月の「特許法改正草案（送審稿）」、2019 年 1 月の「特許法改正案（草案）」、2020 年 7 月の「特許法改正案（草案・二次審議稿）」があった。以上の経緯を経て、遂に、第四次改正が実現したわけである。全体の条文数は、現行特許法が全 76 条であるのに対し、第四次改正後の特許法は全 82 条となっている。

また、2020 年 11 月 27 日、国家知的財産権局は、「特許法実施細則修正建議（意見募集稿）」（以下「実施細則意見募集稿」という）を公表した（意見提出締切日は、2021 年 1 月 11 日）³。

本稿では、第四次改正の概要について、「実施細則意見募集稿」の内容も踏まえて解説することとしたい（以下の記述において、カッコ内に引用した条文は、改正後の特許法の条文番号である）。また、本稿の巻末に、中国特許法第四次改正（日本語訳）の新旧対照表を掲載した（但し、第四次改正により変更等があった規定のみの抄録である）。

II 第四次改正の内容

1 部分意匠制度の導入

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/78dc859e3352409fb91c8ad04597b9af.shtml>

³ https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html

従来、中国では、部分意匠制度は採用されていなかったが、第四次改正により、部分意匠制度が導入されることとなった（2条3項）。今後、部分意匠と全体意匠の先後関係をどのように判断するか、部分意匠の侵害判断基準をどのように考えるか等が問題となってくるものと思われる。

「実施細則意見募集稿」によると、部分意匠特許を出願する場合には、製品全体の概観を提出し、且つ破線と実線を組み合わせ又はその他の方法を用いて、保護を要する内容を表示しなければならない（27条2項）。また、部分意匠特許を出願する場合には、必要に応じて、簡単な説明において、保護を請求する部分を記載することとされている（28条3項）。

2 職務発明創造者への奨励・報酬の方式

従来、特許法では、「特許権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は創作者に奨励を与えなければならない。発明創造特許の実施後は、その普及と応用の範囲及びその経済的効果と収益に応じて、発明者又は創作者に合理的な報酬を与える。」ことが規定されており、このことは第四次改正でも変わらない。

しかし、第四次改正は、上記の「奨励」・「報酬」は、金銭の付与に限らず、「株式、オプション、配当等の方式」を採用し、発明者又は創作者にイノベーションの収益を合理的に分配するよう推奨することを明記した（15条）。実際には、現行法の下でも、職務発明創造者に対し、株式、オプション、配当等の方式による奨励・報酬の付与は行われているのであって、第四次改正は、現状を追認するべく、明文規定を置いたにすぎない。

「実施細則意見募集稿」においては、現行の特許法実施細則76～78条に規定されている「奨励」・「報酬」の基準の額及び率は変更されていない。特許法実施細則が改正された2010年と比べると、現在の労働者の賃金水準や物価は大きく上昇している。このことから、「実施細則意見募集稿」における奨励・報酬の額及び率は、大きく増大することも予想されるところであるが、今回の「実施細則意見募集稿」では、変更されなかった。

3 信義誠実の原則、特許権の濫用

第四次改正は、「信義誠実の原則」及び「特許権の濫用」に関する明文規定を置いた（20条）。即ち、「特許出願及び特許権を行使するにあたっては、信義誠実の原則を遵守しなければならない。特許権を濫用して公共の利益又は他人の合法的權益を害してはならない。」（20条1項）、「特許権を濫用し、競争を排除又は制限して独占禁止行為を構成する場合、中華人民共和国独占禁止法に基づき処理する。」（20条2項）という規定である。

「信義誠実の原則」は、民法総則や民法典に既に規定が存在する。また、「特許権の濫用し、競争を排除又は制限する行為」については、独占禁止法55条に既に規定が存在する。よって、第四次改正の20条は、（特許法に明文規定を置いただけであり、）重要な改正とはいえない。

なお、國務院の独占禁止委員会（中国語では「反壟断委員会」）は、2020年9月18日、

「知的財産権分野の独占禁止に関する指南」を公布した。当該指南は、独占禁止法 55 条の内容を具体化したものであり、「信義誠実の原則」及び「特許権の濫用」の問題を考える上で重要である。

4 国務院特許行政部門・地方人民政府特許業務管理部門によるサービス強化

国務院特許行政部門（即ち、国家知的財産権局）は、特許出願の審査等に関する業務を行う国家機関であるところ、第四次改正は、「特許情報の公共サービス体系の構築を強化すること」、「特許の基礎データを提供すること」、「特許情報の普及及び利用を促進すること」を業務に追加した（21 条）。

また、第四次改正により、国務院特許行政部門、地方人民政府特許業務管理部門は、特許の公共サービスを強化し、特許の実施及び運用を促進しなければならないものとされた（48 条）。

「実施細則意見募集稿」においても、国務院特許行政部門による特許情報公共サービスプラットフォーム等についての規定が置かれている（72 条の 6）。

5 発明創造の新規性喪失の例外事由の追加

第四次改正は、発明創造の新規性喪失の例外事由として、「国家に緊急事態又は非常事態が起り、公共利益の目的のために最初に公開されたとき」を追加した（24 条 1 号）。今般の新型コロナウイルス感染症による社会的混乱に配慮した規定といえよう。

「実施細則意見募集稿」には、「国家に緊急事態又は非常事態が起こったとき、国務院特許行政部門は、実施細則に規定された期間及び国務院特許行政部門が指定する期間を延長し、又は当該手続を簡略化することができる。」という規定が置かれている（6 条 5 項）。

6 優先権に関連する規定の整備

第四次改正は、優先権に関連する規定を整備した。即ち、意匠特許の国内優先権（中国における最初の出願日から 6 か月以内）の創設（29 条 2 項）、発明・実用新案特許の優先権証明書提出期限の緩和（最初の出願日から 16 か月以内）（30 条 1 項）が行われた。

「実施細則意見募集稿」にも、優先権に関連する多数の規定が置かれている（31 条の 1、31 条の 2、32 条 2 項・3 項、39 条の 1、40 条 1 項等）。

7 特許権の存続期間の延長

第四次改正は、特許権の存続期間を延長する改正を行った。

まず、意匠特許の存続期間は、従来は 10 年であったが、15 年に延長された（42 条 1 項）。

また、発明特許の不合理な審査遅延があった場合における、権利有効期間の補償請求（42 条 2 項）、及び「新薬」の発明特許の権利有効期間の補償請求（42 条 3 項）について規定された。これらは、2019 年 1 月 15 日に米中貿易戦争に関する第 1 段階の合意として署名され

た「米中経済貿易協定」1.12条の影響と思われる。

「実施細則意見募集稿」にも、権利有効期間の補償請求に関連する多数の規定が置かれている（85条の2～85条の8、100条の1）。

8 開放許諾制度の導入

第四次改正は、開放許諾制度を導入した（50条乃至52条）。これは、特許権者が書面にて国務院特許行政部門に対し、いかなる単位又は個人にもその特許を実施許諾する意思があると声明し、且つ許諾使用料の支払方式・基準を明確にした場合、国務院特許行政部門がそれを公告するというものである。この場合、いかなる単位又は個人も、開放許諾を実施する意思があり、書面にて特許権者に通知し、且つ公告された許諾使用料の支払方式・基準に従って許諾使用料を支払った後は、特許実施許諾を受けたものとされる。特許権者は、当該特許について通常実施許諾を与えることは可能であるが、独占的又は排他的許諾を与えることはできない（51条3項）。また、開放許諾について紛争が生じた場合、国務院特許行政部門に調解を行うよう申し立てることができ、また、法院に訴訟提起することも可能である（52条）。

「実施細則意見募集稿」においても、開放許諾についての多数の規定が置かれている（72条の2～72条の5）。

9 特許権評価報告の提出権者

従来、特許法では、「特許権侵害紛争が実用新案特許権又は意匠特許権に係るときは、人民法院又は特許業務管理部門は、特許権侵害紛争の審理、処理の証拠として、特許権者又は利害関係人に対し、国務院特許行政部門が実用新案又は意匠について検索、分析及び評価後に出した特許権評価報告の提出を求めることができる。」ことが規定されていた。第四次改正は、さらに、「特許権者、利害関係者又は被疑侵害者も特許権評価報告を自発的に提出することができる。」という規定を追加した（66条2項後段）。これにより、被疑侵害者も、特許権評価報告を取得し、提出することが認められることとなったことが注目される。

現行の特許法実施細則56条では、実用新案特許権又は意匠特許権の特許権者又は利害関係人が、特許権評価報告の提出を求めることができると規定されている。しかし、「実施細則意見募集稿」56条前段は、「いかなる単位又は個人」でも、特許権評価報告の提出を求めることができることとした。条文の文言上、上述した第四次改正特許法の11条2項後段の「特許権者、利害関係者又は被疑侵害者」よりも、さらに範囲が広がっているように見える。

「実施細則意見募集稿」によると、実用新案特許権又は意匠特許権の出願人は、当該特許権の登録手続時にも、国務院特許行政部門に特許権評価報告の作成を請求することができる（56条後段）。また、特許権登録手続中に申請人が特許権評価報告の作成を請求した場合、国務院特許行政部門は、付与公告日から2か月以内に特許権評価報告を作成しなければなら

らない（57条1項但書）。

10 特許冒用行為及び特許権侵害に係る行政処理

第四次改正は、特許冒用行為及び特許権侵害に係る行政処理に係る行政処罰の強化と行政当局の権限強化を行った。

まず、特許冒用行為があった場合の行政処罰を強化し、特許法執行担当部門は、是正を命じ、かつ公告を行い、違法所得を没収し、違法所得の「5倍」以下の過料に処することができる（違法所得がないとき、又は違法所得が5万元以下であるときは、「25万元」以下の過料に処することができる）ものとされた。

また、特許業務管理部門は、特許権侵害紛争を処理するとき、①関係する当事者に質問し、違法の疑いのある行為に関連する状況を調査すること、②当事者による違法の疑いのある行為の場所について実地検査を行うこと、及び④違法の疑いのある行為に関連する製品を検査することという措置を講じることができることとされた（69条2項）。

さらに、国務院特許行政部門にも、特許権者又は利害関係者の申立に応じて、全国において「重大な影響」を有する特許権侵害紛争を処理することができる権限が認められた（70条1項）。地方人民政府の特許業務管理部門は、特許権者又は利害関係者の申立に応じて、特許権侵害紛争を処理し、当行政区域内においてその同一の特許権を侵害する事件については、併合して処理することができる。区域を跨いでその同一の特許権を侵害する事件については、上級地方人民政府の特許業務管理部門に処理を申し立てることができる。

上記の「重大な影響」の意味・範囲について、「実施細則意見募集稿」80条の1第1項は、①公共の利益に関連する場合、②業界の発展に影響する場合、③地域を跨ぐ重大な案件である場合、④その他、国務院特許行政部門が、行政裁決を作成すべきと認識する場合を挙げている。また、「実施細則意見募集稿」80条の1第2項によると、特許権者又は利害関係者が国務院特許行政部門に特許権侵害紛争の処理を請求し、関連案件が「重大な影響」に達しない場合、国務院特許行政部門は、管轄権を有する地方の特許業務管理部門を指定することができるものとされている。

「実施細則意見募集稿」は、特許業務管理部門が、被申立人の提出した停止理由が明らかに成立せず、行政処理を停止しなくてもよい場合として、5つの状況を列挙している（82条2項）。また、特許権侵害紛争が「調解」により解決される場合についての規定も置いている（85条3項）。

11 行政機関の名称の調整

第四次改正により、「特許再審査委員会」（中国語では「專利復審委員会」）が、「国務院特許行政部門」（中国語では「国務院專利行政部門」）に変更された（21条、41条、45条、46条等）。これは、2019年の国務院機構改革により、上記「專利復審委員会」が「国家知識産権局專利局復審和無効審理部」に変更されたためである。

また、第四次改正により、「特許法執行担当部門」（中国語では「負責專利執法的部門」）が新たに規定された（69条1項等）。従来からある「特許業務管理部門」（中国語では「管理專利工作的部門」）も依然として規定されている（69条2項等）。「特許法執行担当部門」は、各地域における特許詐称行為の取締り及び特許標識表示不適切案件の処理を具体的に担当する機関であるのに対して、「特許業務管理部門」は、各地域における特許権侵害紛争を処理する機関である。

「実施細則意見募集稿」においても、特許法の第四次改正と同様に、行政機関の名称の調整が行われている。

1.2 特許権侵害の賠償

従来、特許法によると、特許権侵害の賠償額算定にあたっては、①権利者の損失、②権利侵害者の得た利益、③特許の使用許諾料の倍数、の順で確定するものとされてきた。第四次改正は、「権利者の損失」と「権利侵害者の得た利益」の優劣関係を無くし、どちらでも自由に選択できることを規定し（71条1項前段）、また、上記①乃至③の確定がいずれも難しい場合に人民法院が裁量により賠償額を確定できる範囲を、「3万元以上500万元以下」に引き上げた（71条2項）。

また、第四次改正は、懲罰賠償制度を導入した。即ち、「故意に特許権を侵害し、状況が重大である場合、上述した方法に基づき確定した金額の1倍以上5倍以下の賠償額を確定することができる。」という規定を追加した（71条1項後段）。懲罰賠償制度は、既に、商標法、不正競争防止法等において導入されている。

さらに、第四次改正は、①賠償金額には、権利者が権利侵害行為を阻止するために支払った合理的な支出を含むこと（71条3項）、②人民法院は、賠償金額を確定するために、権利侵害者に対し、権利侵害行為と関連する帳簿、資料を提供するよう命じることができること等を規定した（71条4項）。

1.3 訴訟時効の期間の変更

従来、特許法では、訴訟時効は「2年」と規定されていたが、民法総則や民法典においては「3年」と規定されている。第四次改正は、民法総則や民法典にあわせて、訴訟時効を「3年」に変更した（74条）。

1.4 パテント・リンケージ制度

第四次改正は、パテント・リンケージ制度の規定を置き、薬品の市場販売許可の申請人と薬品の特許権者等との法律関係を明確化した。例えば、薬品の市場販売許可の申請人及び関連特許権者又は利害関係者は、登録申請された薬品に関連する技術方案が他人の薬品の特許権保護範囲に属するか否かについて判断を求めため、法院に提訴するか又は国務院特許行政部門に行政裁決を申し立てることができることとされた（76条）。

Ⅲ おわりに

第四次改正には、米中貿易戦争に関する第1段階の合意として署名された「米中経済貿易協定」の1.12条（特許権の存続期間の延長）の要求を満たすための修正が含まれている（42条2項・3項）。また、中国政府としては、「中国が知的財産権保護を重視している」ことを世界に向けてアピールする必要がある、その一環として、特許法改正を早く実現したいという思惑があった。第四次改正が、大きな論争となりやすい点（例えば、間接侵害、標準必須特許に関する規定）を回避し、比較的異論の少ない点に絞って改正を実現しようとしたのは、上記の思惑によるものと推測される。

特許法の第四次改正は実現したが、一般的・抽象的な規定が多いため、今後は、特許法実施細則の改正で、どのように具体化・明確化されるかが注目される。特許法実施細則の改正は、第四次改正特許法の施行日である2021年6月1日までに公布されると予想されるため、今後の改正動向を注視していく必要がある。

<参考資料>

中国特許法（日本語訳）の新旧対照表（抄録）

旧法（2008年第三次改正）	新法（2020年第四次改正）
<p>第2条（定義） （第1項～第3項は省略） 意匠とは、製品の形状、模様又はその結合並びに色彩と形状、模様の結合について打ち出される美感に富みかつ工業上の応用に適した新デザインを指す。</p>	<p>第2条（定義） （第1項～第3項は省略） 意匠とは、製品の全体又は一部の形状、模様又はその結合並びに色彩と形状、模様の結合について打ち出される美感に富みかつ工業上の応用に適した新デザインを指す。</p>
<p>第6条（職務発明創造） 所属単位の任務を遂行し、又は主として所属単位の物質的、技術的条件を利用して完成された発明創造は、職務発明創造とする。職務発明創造の特許を出願する権利は、所属単位のみに帰属し、出願が認可された後、当該単位が特許権者となる。</p>	<p>第6条（職務発明創造） 所属単位の任務を遂行し、又は主として所属単位の物質的、技術的条件を利用して完成された発明創造は、職務発明創造とする。職務発明創造の特許を出願する権利は、所属単位のみに帰属し、出願が認可された後、当該単位が特許権者となる。<u>当該単位は、法によりその職務発明創造の特許を出願する権利及び特許権を処置し、関連発明</u></p>

<p>(第2項・第3項は省略)</p>	<p><u>創造の実施及び運用を促進することができる。</u></p> <p>(第2項・第3項は省略)</p>
<p>第16条（職務発明創造の奨励及び報酬） (省略)</p>	<p>第15条（職務発明創造の奨励及び報酬） (第1項は省略)</p> <p><u>国家は、特許権を付与された単位が、財産権による激励を実行し、株式、オプション、配当等の方式を採用し、発明者又は創作者にイノベーションの収益を合理的に分配するよう推奨する。</u></p>
	<p>第20条（信義誠実の原則、特許権の濫用）</p> <p><u>特許出願及び特許権を行使するにあたっては、信義誠実の原則を遵守しなければならない。特許権を濫用して公共の利益又は他人の合法的権益を害してはならない。</u></p> <p><u>特許権を濫用し、競争を排除又は制限して独占禁止行為を構成する場合、「中華人民共和国独占禁止法」に基づき処理する。</u></p>
<p>第21条（特許行政部門の義務）</p> <p>国務院特許行政部門及びその特許再審査委員会は、客観、公正、正確、適時の要求に従い、法に基づき特許に関する出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>国務院特許行政部門は、特許情報を完全かつ正確に遅滞なく発表し、定期的に特許公報を出版しなければならない。</p> <p>(第3項は省略)</p>	<p>第21条（特許行政部門の義務）</p> <p>国務院特許行政部門は、客観、公正、正確、適時の要求に従い、法に基づき特許に関する出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>国務院特許行政部門は、<u>特許情報の公共サービス体系の構築を強化し、特許情報を完全、正確に、遅滞なく発表し、特許の基礎データを提供し、定期的に特許公報を出版し、特許情報の普及及び利用を促進</u>しなければならない。</p> <p>(第3項は省略)</p>
<p>第24条（発明創造の新規性喪失の例外）</p> <p>特許を出願する発明創造は、出願日前の6か月間に、次に掲げる各号のいずれかに該当する状況があったときには新規性を喪失しない。</p>	<p>第24条（発明創造の新規性喪失の例外）</p> <p>特許を出願する発明創造は、出願日前の6か月間に、次に掲げる各号のいずれかに該当する状況があったときには新規性を喪失しない。</p>

<p>(第1号～第3号は省略)</p>	<p>(1)<u>国家に緊急事態又は非常事態が起こり、</u> <u>公共利益の目的のために最初に公開され</u> <u>たとき。</u> (第2号～第4号は省略)</p>
<p>第25条（特許権付与の例外） 次に掲げる各号のものには、特許権を付与しない。 (中略) (5)原子核変換の方法を用いて得られる物質 (第1項第6号・第2項は省略)</p>	<p>第25条（特許権付与の例外） 次に掲げる各号のものには、特許権を付与しない。 (中略) (5)<u>原子核変換の方法及び</u>原子核変換の方法を用いて得られる物質 (第1項第6号・第2項は省略)</p>
<p>第29条（出願の優先権） (第1項は省略) 出願人は中国で初めて発明又は実用新案の特許出願をした日から12か月以内に、同一の主題について国務院特許行政部門に特許出願をするときは、優先権を享有することができる。</p>	<p>第29条（出願の優先権） (第1項は省略) 出願人は中国で初めて発明又は実用新案の特許出願をした日から12か月以内に、<u>又は意匠を中国で初めて特許出願した日から6か月以内に、</u>同一の主題について国務院特許行政部門に特許出願をするときは、優先権を享有することができる。</p>
<p>第30条（優先権主張の手続） 出願人は、優先権を主張するときは、出願の際に書面による声明を提出し、かつ最初に提出した特許出願文書の副本を3か月以内に提出しなければならない。 書面による声明をしない、又は期限を過ぎても特許出願文書の副本を提出しない場合は、優先権を主張していないものとみなす。</p>	<p>第30条（優先権主張の手続） <u>出願人は、発明、実用新案特許の優先権を主張するときは、出願の際に書面による声明を提出し、かつ最初に提出した日から16か月以内に、最初に提出した特許出願文書の副本を提出しなければならない。</u> 出願人は、<u>意匠特許</u>の優先権を主張するときは、出願の際に書面による申立を提出し、かつ最初に提出した特許出願文書の副本を3か月以内に提出しなければならない。 <u>出願人が、</u>書面による声明をしない、又は期限を過ぎても特許出願文書の副本を提出しない場合は、優先権を主張していないものとみなす。</p>
<p>第41条（出願拒絶決定に対する不服申立）</p>	<p>第41条（出願拒絶決定に対する不服申立）</p>

<p><u>国务院特許行政部門には特許再審査委員会を置く。</u>特許出願人は、国务院特許行政部門の出願拒絶の決定に不服がある場合、通知を受け取った日から3か月以内に<u>特許再審査委員会</u>に再審査を請求することができる。<u>特許再審査委員会</u>は、再審査の後、決定を行い、かつ特許出願人に通知する。</p> <p>特許出願人は、<u>特許再審査委員会</u>の再審査の決定に不服があるときは、通知を受け取った日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。</p>	<p>特許出願人は、国务院特許行政部門の出願拒絶の決定に不服がある場合、通知を受け取った日から3か月以内に<u>国务院特許行政部門</u>に再審査を請求することができる。<u>国务院特許行政部門</u>は、再審査の後、決定を行い、かつ特許出願人に通知する。</p> <p>特許出願人は、<u>国务院特許行政部門</u>の再審査の決定に不服があるときは、通知を受け取った日から3か月以内に人民法院に提訴することができる。</p>
<p>第5章 特許権の存続期間、消滅及び無効 第42条（存続期間）</p> <p>発明特許権の期間は20年、実用新案特許権及び<u>意匠特許権</u>の期間は10年とし、いずれも出願の日から起算する。</p>	<p>第5章 特許権の存続期間、消滅及び無効 第42条（存続期間）</p> <p>発明特許権の期間は20年、実用新案特許権の期間は10年、<u>意匠特許権の期間は15年</u>とし、いずれも出願の日から起算する。</p> <p><u>発明特許出願日から満4年、かつ実体審査の請求日から満3年後に発明特許権が付与された場合、国务院特許行政部門は特許権者の申立に応じて、発明特許の権利付与過程における不合理な遅延について特許権の期間を補償するが、出願人が引き起こした不合理な遅延を除くものとする。</u></p> <p><u>新薬の市場販売の審査承認に要した時間を補償するため、中国での市場販売許可を獲得した新薬に関連する発明特許について、国务院特許行政部門は特許権者の請求に応じて、特許権期間の補償を与える。補償期間は5年を超過せず、新薬の市場販売が認可された後、特許権の有効期間は合計で14年を超過しない。</u></p>
<p>第45条（特許権無効宣告の請求）</p> <p>国务院特許行政部門が特許権付与を公告した日から、いかなる単位又は個人も、その特許権の付与が本法の関係規定に適合しないと認めた場合は、<u>特許再審査委員会</u>に</p>	<p>第45条（特許権無効宣告の請求）</p> <p>国务院特許行政部門が特許権付与を公告した日から、いかなる単位又は個人も、その特許権の付与が本法の関係規定に適合しないと認めた場合は、<u>国务院特許行政部門</u></p>

その特許権の無効宣告を請求することができる。	にその特許権の無効宣告を請求することができる。
第46条（特許権無効宣告の決定） <u>特許再審査委員会</u> は、特許権無効宣告の請求について、遅滞なく審査し、決定を行い、かつ請求人及び特許権者に通知しなければならない。特許権無効宣告の決定は、 <u>国務院特許行政部門</u> が登録及び公告を行う。 <u>特許再審査委員会</u> の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に不服がある場合は、通知を受け取った日から3か月以内に、 <u>人民法院</u> に提訴することができる。 <u>人民法院</u> は、無効宣告申立手続の相手側当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。	第46条（特許権無効宣告の決定） <u>国務院特許行政部門</u> は、特許権無効宣告の請求について、遅滞なく審査し、決定を行い、かつ請求人及び特許権者に通知しなければならない。特許権無効宣告の決定は、 <u>国務院特許行政部門</u> が登録及び公告を行う。 <u>国務院特許行政部門</u> の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に不服がある場合は、通知を受け取った日から3か月以内に、 <u>人民法院</u> に提訴することができる。 <u>人民法院</u> は、無効宣告申立手続の相手側当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。
第6章 特許実施の強制許諾	第6章 特許実施の特別許諾 第48条（特許の実施及び運用の促進） <u>国務院特許行政部門、地方人民政府特許業務管理部門は、同級の関連部門と措置を講じ、特許の公共サービスを強化し、特許の実施及び運用を促進しなければならない。</u>
第14条（国有企業、事業単位の発明特許の実施許諾） (省略)	第49条（国有企業、事業単位の発明特許の実施許諾） (省略)
	第50条（開放許諾の声明） <u>特許権者が自ら書面方式にて国務院特許行政部門に、いずれかの単位又は個人にその特許の実施を許諾する意思があることを声明し、かつ許諾使用料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院特許行政部門が公告し、開放許諾を実行する。実用新案、意匠特許について開放許諾の声明を提出する場合、特許権評価報告を提出しなければならない。</u>

	<p><u>特許権者は開放許諾の声明を撤回する場合、書面方式にて提出し、かつ国務院特許行政部門が公告しなければならない。開放許諾の声明が公告にて撤回された場合、先に付与された開放許諾の効力に影響を与えない。</u></p>
	<p>第51条（開放許諾の実施）</p> <p><u>いずれの単位又は個人も開放許諾された特許を実施する意思がある場合、書面方式にて特許権者に通知し、かつ公告された許諾使用料の支払方式、基準に従い、許諾使用料を支払った後に、特許実施許諾を獲得する。</u></p> <p><u>開放許諾の実施期間において、特許権者が納付した特許年金に対し相応の減免を与える。</u></p> <p><u>開放許諾を実行する特許権者は、ライセンスと許諾使用料について協議を行った後、通常許諾を与えることができるが、当該特許について独占的又は排他的許諾を与えてはならない。</u></p>
	<p>第52条（開放許諾についての紛争）</p> <p><u>当事者は、開放許諾について紛争が生じた場合、当事者が協議して解決する。協議を望まず、又は協議が合意に至らなかった場合、国務院特許行政部門に調解を行うよう申し立てることができ、また人民法院に提訴することもできる。</u></p>
<p>第52条（半導体技術の強制許諾）</p> <p>強制許諾に係る発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的及び本法第48条第2号に規定する状況に限られる。</p>	<p>第57条（半導体技術の強制許諾）</p> <p>強制許諾に係る発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的及び本法第53条第2号に規定する状況に限られる。</p>
<p>第53条（強制許諾の目的上の制限）</p> <p>本法第48条第2号、第50条の規定により与える強制許諾を除き、強制許諾の実施は、</p>	<p>第58条（強制許諾の目的上の制限）</p> <p>本法第53条第2号、第55条の規定により与える強制許諾を除き、強制許諾の実施は、</p>

<p>主に国内市場の需要を満たすためでない ばならない。</p>	<p>主に国内市場の需要を満たすためでない ばならない。</p>
<p>第54条（強制許諾申請者の証明責任） 本法第48条第1号、第51条の規定により強 制許諾を申請する単位又は個人は、証拠を 提出し、自己が合理的な条件によって特許 権者に特許実施の許諾を請求したが、合理 的期間内に許諾を得られなかったことを証 明しなければならない。</p>	<p>第59条（強制許諾申請者の証明責任） 本法第53条第1号、第56条の規定により強 制許諾を申請する単位又は個人は、証拠を 提出し、自己が合理的な条件によって特許 権者に特許実施の許諾を請求したが、合理 的期間内に許諾を得られなかったことを証 明しなければならない。</p>
<p>第61条（新製品の製造方法の場合の立証責 任の転換、特許権評価報告） （第1項は省略） 特許権侵害紛争が実用新案特許権又は意 匠特許権に係るときは、人民法院又は特許 業務管理部門は、特許権侵害紛争の審理、 処理の証拠として、特許権者又は利害関係 人に対し、国務院特許行政部門が実用新案 又は意匠について検索、分析及び評価後 に出した特許権評価報告の提出を求めるこ とができる。</p>	<p>第66条（新製品の製造方法の場合の立証責 任の転換、特許権評価報告） （第1項は省略） 特許権侵害紛争が実用新案特許権又は意 匠特許権に係るときは、人民法院又は特許 業務管理部門は、特許権侵害紛争の審理、 処理の証拠として、特許権者又は利害関係 人に対し、国務院特許行政部門が実用新案 又は意匠について検索、分析及び評価後 に出した特許権評価報告の提出を求めるこ とができる。<u>特許権者、利害関係者又は被疑 侵害者も特許権評価報告を自発的に提出す ることができる。</u></p>
<p>第63条（特許冒用者に対する民事責任、行 政罰及び刑事責任） 特許を冒用したときは、法によって民事 責任を負うほか、特許業務管理部門が是 正を命じ、かつ公告を行い、違法所得を没 収し、<u>あわせて違法所得の4倍以下の過料に処 することもできる。</u>違法所得がないときは、 20万元以下の過料に処することができる。犯 罪を構成するときは、法によって刑事責任 を追及する。</p>	<p>第68条（特許冒用者に対する民事責任、行 政罰及び刑事責任） 特許を冒用したときは、法によって民事 責任を負うほか、特許法執行担当部門が是 正を命じ、かつ公告を行い、違法所得を没 収し、違法所得の<u>5倍以下の過料に処すこ ともできる。</u>違法所得がないとき、<u>又は違法 所得が5万元以下であるときは、25</u>万元以下 の過料に処することができる。犯罪を構成す るときは、法によって刑事責任を追及す る。</p>
<p>第64条（特許冒用行為に係る行政処理） 特許業務管理部門は、既に取得した証拠 に基づき、特許冒用の疑いのある行為につ</p>	<p>第69条（特許冒用行為及び特許権侵害に係 る行政処理）</p>

き調査・処分を行う際、関係する当事者に質問し、違法の疑いのある行為に関連する状況を調査することができ、当事者による違法の疑いのある行為の場所について実地検査を行い、違法の疑いのある行為に関連する契約、領収書、帳簿及びその他の関連資料を調査閲覧及び複製し、違法の疑いのある行為に関連する製品を検査し、特許の冒用を証明する証拠のある製品については、封印し、又は差し押さえることができる。

特許業務管理部門が法により前項に規定する職権を行使する際、当事者は、これに協力しなければならず、これを拒絶し、妨害してはならない。

特許法執行担当部門は、既に取得した証拠に基づき、特許冒用の疑いのある行為につき調査・処分を行う際、次に掲げる措置を講じる権利を有する。

- (1) 関係する当事者に質問し、違法の疑いのある行為に関連する状況を調査すること。
- (2) 当事者による違法の疑いのある行為の場所について実地検査を行うこと。
- (3) 違法の疑いのある行為に関連する契約、領収書、帳簿及びその他の関連資料を調査閲覧及び複製すること。
- (4) 違法の疑いのある行為に関連する製品を検査すること。
- (5) 特許の冒用を証明する証拠のある製品については、封印し、又は差し押さえることができること。

特許業務管理部門は、特許権者又は利害関係者の申立に基づき、特許権侵害紛争を処理するとき、前項第1号、第2号、第4号に掲げた措置を講じることができる。

特許法執行担当部門、特許業務管理部門が法により前項に規定する職権を行使する際、当事者は、これに協力しなければならず、これを拒絶し、妨害してはならない。

第70条（全国又は区域を跨る特許権侵害紛争の行政処理）

国务院特許行政部門は、特許権者又は利害関係者の申立に応じて、全国において重大な影響を有する特許権侵害紛争を処理することができる。

地方人民政府の特許業務管理部門は、特許権者又は利害関係者の申立に応じて、特許権侵害紛争を処理し、当行政区域内においてその同一の特許権を侵害する事件については、併合して処理することができる。

	<p><u>区域を跨いでその同一の特許権を侵害する事件については、上級地方人民政府の特許業務管理部門に処理を申し立てることができる。</u></p>
<p>第65条（特許権侵害の賠償額）</p> <p>特許権侵害の賠償額は、権利者が権利侵害に起因して受けた実際の損失により<u>確定し、実際の損失の確定が難しい場合は、</u>権利侵害者が権利侵害に起因して得た利益によって<u>確定することができる。</u>権利者の損失又は権利侵害者の得た利益の確定が難しい場合は、当該特許の許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定する。<u>賠償額には更に、権利者が権利侵害行為を阻止するために支払った合理的な支出を含めなければならない。</u></p> <p>権利者の損失、権利侵害者の得た利益及び特許の許諾使用料の確定がいずれも難しい場合は、人民法院は特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、<u>1万元以上100万元以下</u>の賠償を確定することができる。</p>	<p>第71条（特許権侵害の賠償額）</p> <p>特許権侵害の賠償額は、権利者が権利侵害に起因して受けた実際の損失、<u>又は</u>権利侵害者が権利侵害に起因して獲得した利益によって確定する。権利者の損失又は権利侵害者の得た利益の確定が難しい場合は、当該特許の許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定する。<u>故意に特許権を侵害し、状況が重大である場合、上述した方法に基づき確定した金額の1倍以上5倍以下の賠償額を確定することができる。</u></p> <p>権利者の損失、権利侵害者の得た利益及び特許の許諾使用料の確定がいずれも難しい場合は、人民法院は特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、<u>3万元以上500万元以下</u>の賠償を確定することができる。</p> <p><u>賠償金額には、権利者が権利侵害行為を阻止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。</u></p> <p><u>人民法院は賠償金額を確定するために、権利者が既に尽力して挙証したが、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者によって掌握されている状況において、権利侵害者に権利侵害行為と関連する帳簿、資料を提供するよう命じることができる。権利侵害者が提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供された証拠を参考にして、賠償金額を判定することができる。</u></p>
<p>第66条（人民法院への訴訟前差止の申立）</p>	<p>第72条（人民法院への訴訟前差止の申立）</p>

<p>特許権者又は利害関係人は、他人が特許権を侵害する行為を実施しており、又は特許権を侵害する行為を実施し<u>ようとする</u>ことを証明する証拠があり、直ちに差し止めなければその合法的權益が回復困難な損害を受ける可能性があるときは、提訴に先立って人民法院に<u>関係行為</u>の差止命令措置を行うよう申し立てることができる。</p> <p>申立人は、<u>申立に際して担保を提供しなければならず、担保を提供しない場合には、申立を却下する。</u></p> <p>人民法院は、<u>申立を受けてから48時間内に裁定をしなければならず、特別な事情により延長を必要とする場合には、48時間延長することができる。関連行為の差止命令を裁定した場合は、直ちに執行しなければならない。当事者は、裁定に不服のある場合は、不服審査を1回申し立てることができる、不服審査期間において裁定の執行は停止しない。</u></p> <p>人民法院が<u>関連行為の差止命令の措置をとった日から15日以内に提訴しない場合は、人民法院は当該措置を解除しなければならない。</u></p> <p><u>申立に誤りがあった場合には、申立人は、被申立人が関連行為の差止めにより被った損失を賠償しなければならない。</u></p>	<p>特許権者又は利害関係人は、他人が特許権を侵害する行為を実施しており、又は特許権を侵害する行為を実施して、<u>その権利の実現を妨害しようとする行為</u>を証明する証拠があり、直ちに差し止めなければその合法的權益が回復困難な損害を受ける可能性があるときは、提訴に先立って<u>法により</u>人民法院に、<u>財産保全、一定行為の実行命令、又は一定行為の禁止命令の措置を講じるよう申し立てる</u>ことができる。</p>
<p>第67条（人民法院への訴訟前証拠保全の申立）</p> <p>特許権侵害行為を阻止するため、証拠が滅失し又は後では得られないおそれがある場合、特許権者又は利害関係人は提訴する前に、人民法院に証拠保全を申し立てることができる。</p>	<p>第73条（人民法院への訴訟前証拠保全の申立）</p> <p>特許権侵害行為を阻止するため、証拠が滅失し又は後では得られないおそれがある場合、特許権者又は利害関係人は提訴する前に、<u>法により</u>人民法院に証拠保全を申し立てることができる。</p>

<p><u>人民法院が保全措置をとる場合には、申立人に担保の提供を命ずることができる。申立人が担保を提供しない場合には、申立を却下する。</u></p> <p><u>人民法院は、申立を受けてから48時間内に裁定をしなければならず、保全措置をとる裁定をした場合は、直ちに執行しなければならない。</u></p> <p><u>人民法院が保全措置をとった日から15日以内に申立人が提訴しない場合は、人民法院は当該措置を解除しなければならない。</u></p>	
<p>第68条（訴訟時効）</p> <p>特許権侵害の訴訟時効は<u>2</u>年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知った、又は知<u>り得</u>べき日から起算する。</p> <p>発明特許出願が公開されてから特許権が付与されるまでにその発明が使用され、適当な使用料が支払われなかった場合、特許権者が使用料の支払を求める訴訟時効は<u>2</u>年とし、特許権者が、他人がその発明を使用したことを知った、又は知<u>り得</u>べき日から起算する。但し、特許権者が特許権付与日の前にすでに知った、又は知<u>り得</u>べきであったときは、特許権付与日から起算する。</p>	<p>第74条（訴訟時効）</p> <p>特許権侵害の訴訟時効は<u>3</u>年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為<u>及び権利侵害者</u>を知った、又は知<u>る</u>べき日から起算する。</p> <p>発明特許出願が公開されてから特許権が付与されるまでにその発明が使用され、適当な使用料が支払われなかった場合、特許権者が使用料の支払を求める訴訟時効は<u>3</u>年とし、特許権者が、他人がその発明を使用したことを知った、又は知<u>る</u>べき日から起算する。但し、特許権者が特許権付与日の前にすでに知った、又は知<u>る</u>べきであったときは、特許権付与日から起算する。</p>
	<p>第76条（薬品の市場販売許可申請と特許権）</p> <p><u>薬品の市場販売の審査承認の過程において、薬品の市場販売許可の申請人及び関連特許権者又は利害関係者に、登録申請された薬品に関連する特許権を原因として紛争が生じた場合、関連当事者は人民法院に提訴し、登録申請された薬品に関連する技術方案が他人の薬品の特許権保護範囲に属するか否かについて判決を下すよう申し立てることができる。國務院薬品監督管理部門</u></p>

	<p>は、定められた期間内に、人民法院による有効な裁判に基づき、<u>関連薬品の市場販売の認可を一時的に差し止めるか否かの決定を下すことができる。</u></p> <p><u>薬品の市場販売許可の申請人及び関連特許権者又は利害関係者は、登録申請された薬品に関する特許権紛争について、国務院特許行政部門に行政裁決を申し立てることもできる。</u></p> <p><u>国務院薬品監督管理部門は国務院特許行政部門とともに、薬品の市場販売許可審査及び薬品の市場販売許可申請段階における特許権紛争解決の具体的整合性のある方法を制定し、国務院に報告して同意を得た上で実施する。</u></p>
<p>第72条（非職務発明創造の権利侵害行為に対する行政処分）</p> <p><u>発明者又は創作者の非職務発明創造の特許出願権及び本法に規定するその他の権利を侵害した場合は、所属単位又は上級の主管機関が行政処分を行う。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>第73条（特許業務管理部門の営業活動の禁止）</p> <p>（第1項は省略）</p> <p>特許業務管理部門が前項の規定に違反した場合は、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、影響を取り除き、違法所得があるときはこれを没収する。情状が重いときには、直接責任のある主管者及びその他の直接責任者に対して法により<u>行政処分</u>を行う。</p>	<p>第79条（特許業務管理部門の営業活動の禁止）</p> <p>（第1項は省略）</p> <p>特許業務管理部門が前項の規定に違反した場合は、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、影響を取り除き、違法所得があるときはこれを没収する。情状が重いときには、直接責任のある主管者及びその他の直接責任者に対して法により処分を行う。</p>
<p>第74条（国家機関職員的不正行為）</p> <p>特許管理業務に携わる国家機関の職員及びその他の関係国家機関の職員が職務を怠慢し、職権を濫用し、私利のために不正行為を行い、犯罪を構成するときには、法に</p>	<p>第80条（国家機関職員的不正行為）</p> <p>特許管理業務に携わる国家機関の職員及びその他の関係国家機関の職員が職務を怠慢し、職権を濫用し、私利のために不正行為を行い、犯罪を構成するときには、法に</p>

より刑事責任を追及する。犯罪を構成しないときには、法により <u>行政</u> 処分を行う。	より刑事責任を追及する。犯罪を構成しないときには、法により処分を行う。
第76条（施行日） 本法は <u>1985年4月1日</u> より施行する。	第82条（施行日） 本法は <u>2021年6月1日</u> より施行する。

※ 初出：『特許ニュース No.15336』（経済産業調査会、2021年、原題は「中国知財の最新動向 第23回 中国特許法の第四次改正について」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。